

令和 年 月 日

福岡県知事 服部 誠太郎 様

感染防止認証マーク申請書 兼 誓約書 (フードコート用)

福岡県感染防止認証制度実施要綱に基づき、以下のとおり申請します。

申請区分	新規 / 辞退 / 再申請		
(新規・再申請時) 宣言ステッカー	申請あり・申請番号 ( ) / 申請なし		
(辞退・再申請時) 感染防止認証番号			
申請者 (施設管理者)	(フリガナ) 企業名	( )	
	代表者	役職	(フリガナ) 氏名
	申請者連絡先	郵便番号	住所 電話番号
申請施設	施設の名称、 屋号又は商号		
	施設所在地		
担当者連絡先	(フリガナ)	電話番号	
	(氏名)	メール	
現地調査希望 (複数選択 )	いつでも良い、月、火、水、木、金、土、日 10:00~12:00 ,12:00~15:00 ,15:00~18:00、その他		

申請テナント一覧

1	営業所の名称、 屋号又は商号	
	営業許可番号	
	許可期限	から まで
2	営業所の名称、 屋号又は商号	
	営業許可番号	
	許可期限	から まで
3	営業所の名称、 屋号又は商号	
	営業許可番号	
	許可期限	から まで
4	営業所の名称、 屋号又は商号	
	営業許可番号	
	許可期限	から まで
5	営業所の名称、 屋号又は商号	
	営業許可番号	
	許可期限	から まで
6	営業所の名称、 屋号又は商号	
	営業許可番号	
	許可期限	から まで
7	営業所の名称、 屋号又は商号	
	営業許可番号	
	許可期限	から まで
8	営業所の名称、 屋号又は商号	
	営業許可番号	
	許可期限	から まで

※ 申請テナント一覧について、別紙に記す場合は、その旨記載すること。

また、欄が足りない場合は様式をコピーして記載すること。

※ 各テナントから施設管理者へ提出された誓約書及び役員名簿を添付すること。

※ 申請施設内の対象区域を図で示すこと。

以下の項目に同意・誓約します。
<p>利用規約・プライバシーポリシーに同意します。</p> <p><input type="checkbox"/>同意します。</p>
<p>福岡県感染防止認証制度実施要綱に同意します。</p> <p><input type="checkbox"/>同意します。</p>
<p>感染拡大防止のため、県からの新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく要請（営業時間短縮や休業等に対する要請）等に応じること。</p> <p>また、要請に応じない場合は、認証を取消すこと。</p> <p><input type="checkbox"/>同意します。</p>
<p>施設の従業員の感染が判明した場合、保健所の指導・調査等に誠実かつ積極的に対応・協力して、当該施設からの感染拡大を防止する対策を講じること。</p> <p><input type="checkbox"/>同意します。</p>
<p>保健所が行う積極的疫学調査の結果、感染者が当該施設を利用したことが判明した場合、保健所の指導・調査等に積極的に対応・協力して、当該施設を媒介とした感染拡大を防止する対策を講じること。</p> <p><input type="checkbox"/>同意します。</p>
<p>登録いただいた業種、事業所、店舗名、所在地についてはオープンデータとして公開することに同意します。</p> <p><input type="checkbox"/>同意します。</p>
<p>登録いただいた業種、事業所、店舗名、所在地、電話番号については、第三者（飲食店紹介サイト等）へ提供を行うことに同意します。</p> <p><input type="checkbox"/>同意します。</p>
<p>県からのメール受信に同意します。</p> <p>※登録いただいたメールアドレスに感染防止に係る内容、補助金のお知らせなど、新型コロナウイルス感染症に係る情報をお送りします。</p> <p><input type="checkbox"/>同意します。</p>
<p>福岡県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団又は暴力団員に該当せず、かつ将来的にわたっても該当しません。また、暴力団役員ではなく、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しておらず、かつ将来的にも該当しません。</p> <p><input type="checkbox"/>誓約します。</p>
<p>風営法等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に係る施設に該当しません。</p> <p><input type="checkbox"/>同意します。</p>
<p>感染防止対策について、利用者から県、店舗へ届いた意見が正当なものである場合は、真摯に対応を行います。</p> <p><input type="checkbox"/>同意します。</p>
<p>県からの求めに応じ、予告して、又は予告なしに施設を訪問し、感染防止対策についての現地確認に協力します。</p> <p><input type="checkbox"/>同意します。</p>

<p><b>感染防止対策</b></p> <p>以下の感染防止対策について、該当するすべての項目を実施している。</p> <p><input type="checkbox"/>実施している。</p>
<p><b>★入店時</b></p> <p>施設またはフードコートの入口には、発熱や咳などの症状がある場合は、入店を断る旨を掲示する。</p> <p>施設またはフードコートの入口には、マスクの着用をお願いする旨を掲示し、入店時等にマスクを着用していない場合は着用を促す。</p> <p>※乳幼児、障がいのある方や疾患等によりマスク着用が困難な場合はこの限りではない。</p> <p>フードコート入口に消毒設備を設置し、入店時に必ず手指消毒を実施するよう館内放送等やテナントでの接客時に利用者に呼びかける。または、手指消毒を実施するよう掲示する。</p> <p>フードコート内で利用者が密にならないため、混み合わないよう工夫をする。順番待ちをする場合は、間隔を示すテープを貼るなど誘導する。</p>
<p><b>★店内、客席配置</b></p> <p>※アクリル板、パーティション等の高さは、目を覆う程度の高さ以上を目安とする。</p> <p>テーブルの間隔は、対人距離を1 m以上確保する。距離を確保できない場合はテーブル上にアクリル板等を設置し遮蔽する。</p> <p>同一テーブルでの座席間隔は、真正面の場合も含めて1 m以上確保して配置する。間隔が確保できない場合はテーブル上にアクリル板等を設置し遮蔽する。また、他グループとの相席を避ける。</p> <p>カウンターテーブルの座席間隔は1 m以上確保して配置する。間隔が確保できない場合はカウンターテーブル上にアクリル板等を設置し遮蔽する。</p> <p>(同居の) 少人数の家族、日常的に接している少人数の知人等の同一グループ、介助者が同席する高齢者・乳幼児・障がいのある方等が希望した場合は、上記2項目の対応を行わなくて良い。</p> <p>会話や料理を口頭で注文する場合など、飲食時以外はマスクの着用の要請を掲示する。※乳幼児、障がいのある方や疾患等によりマスク着用が困難な場合などはこの限りではない。</p> <p>(ドアノブ等) 共有部分に触れた後や、共用物品を利用した場合はこまめに手指消毒をするよう要請する。</p> <p>大声での会話を避けるよう、注意喚起を行う。また、必要に応じ、店内BGMの音量を低減する。</p> <p>テーブル、椅子などの移動を控えるように掲示する。</p> <p>※ ただし、小児用の椅子や車いす利用のための移動などはこの限りでない。</p>
<p><b>★サービス時</b></p> <p>回し飲み、スプーン、箸などの食器の共用、使い回しは避けるよう、要請を掲示する。</p> <p>料理を大皿で提供する場合は、取り分け用のスプーンや箸などの物品を確保し、適宜手指消毒を行うよう利用者に周知する。または従業員等が取り分ける。</p> <p>ビュッフェスタイルでは、マスク着用等により飛沫がかからないよう徹底し、一回の料理取り分けごとの新たな小皿を提供する。また、取り分け用のトングや箸を共有する場合には、手指消毒できるよう、必要な物品を確保する。または、料理を小皿に盛って個々に提供するか、従業員等が取り分ける。</p>
<p><b>★会計時</b></p>

レジ等での会計時における現金等の受け渡し後には、適宜手指衛生を行う。
<b>★店舗の衛生管理</b>
建築物衛生法※の対象施設については、法に基づく空気環境の調整に関する基準を満たしているか確認する。基準を満たしていない場合は、換気設備の清掃、整備等の維持管理を適切に行う。※建築物における衛生的環境の確保に関する法律
建築物衛生法の対象外施設は、換気設備により必要換気量（一人当たり毎時30m <sup>3</sup> ）を確保する。必要換気量が足りない場合は、入店者数を調整して一人当たりの必要換気量を確保するとともに換気設備の清掃、整備等の維持管理を適切に行う。 窓の開放による換気の場合は、30分に1回、5分程度、2方向の窓を全開（窓が一つしかない場合は、ドアを開ける）するなどして十分な換気を行う。（換気のため窓やドアを開放している旨を利用者に周知、協力を求める。）
喫煙スペースなど店内の一箇所に利用者が集まる場所では、3密（密集・密着・密閉）を避けるよう促す。
トイレや手洗い場等では、共用タオルを使用しない。なお、ハンドドライヤーを使用する場合は、清掃を適宜行い衛生管理に努める。
店内清掃を徹底し、他人と共用する物品や複数の人が触れる場所を次亜塩素酸ナトリウム、消毒用エタノールを用いて利用者の入替え毎など定期的に消毒する。 <他人と共用し接触等が多い部位> アクリル板、テーブル、椅子、メニューブック、タッチパネル、卓上ベル、ドアノブ、手すり、券売機、コイントレイ、蛇口、便座、洗浄レバー、エレベーターボタンなど 卓上に共用調味料、ポット等を置く場合は、利用者入替え時など、適宜消毒する。
<b>★従業員の衛生管理</b>
責任者は、従業員に出勤や勤務前に検温・体調確認を行わせ、発熱や風邪の症状等がみられる場合は、出勤や勤務を控えるよう指示する。
陽性者や陽性の疑いがある従業員は出勤しないよう徹底する。
従業員は適切にマスクを着用し、大声での会話を避ける。
食品残渣、鼻水、唾液などが付いた可能性のあるごみ、おしぼり等の処理を行う場合、手袋・マスクを着用してビニール袋等に密封処理し、作業後は必ず手洗い、手指消毒を実施する。
マスクや手袋を脱いだ後、他者の接触が多い場所・物品に触れた後、清掃後、就業開始時等は必ず手洗い、手指消毒を実施する。
場面の切り替わりでは感染リスクが高まることから、休憩スペースでは、一度に休憩する人数を減らす、換気を徹底するなど3密を回避する。
従業員のロッカールームや控え室など定期的に清掃、換気し、共用物品は定期的に消毒する。また、ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する。
～その他独自対策～

### 営業許可書類

- ・ 食品衛生法に基づく営業許可証を常時提示できる場所に保管または掲示する。
- ・ 定置屋台の場合は、占用許可書を常時提示できる場所に保管または掲示する。

店舗PR欄（任意）

役員等名簿

役職名	(フリガナ)		性別	生年月日
	氏	名		
	( )	( )		明・大・昭・平 年 月 日
	( )	( )		明・大・昭・平 年 月 日
	( )	( )		明・大・昭・平 年 月 日
	( )	( )		明・大・昭・平 年 月 日
	( )	( )		明・大・昭・平 年 月 日
	( )	( )		明・大・昭・平 年 月 日
	( )	( )		明・大・昭・平 年 月 日
	( )	( )		明・大・昭・平 年 月 日
	( )	( )		明・大・昭・平 年 月 日
	( )	( )		明・大・昭・平 年 月 日
	( )	( )		明・大・昭・平 年 月 日

(注)・本様式は、法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）に記載されている役員全員を記載すること。

- ・個人事業者の場合は、事業主を記載すること（役職名は、個人事業主）。